

京都市告示第309号

平成17年4月1日京都市告示第124号で告示した農業用水路等の一部を農業用水路等以外の水路等に変更します。

それに伴い、京都市水路等管理条例第2条第2号の規定に基づき、農業用水路等以外の水路等を次のように指定します。

当該農業用水路等及び水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成21年11月4日

京都市長 門川 大作

(変更水路等)

整理番号	路線名	新旧別	起終点
1	久我水0120号	旧	伏見区久我西出町14番16地先 伏見区久我西出町14番45地先
		新	伏見区久我西出町14番16地先 伏見区久我西出町14番16地先

(指定水路等)

整理番号	路線名	起終点
1	久我水0239号	伏見区久我西出町14番16地先 伏見区久我西出町14番45地先

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)